

(案)

府子本第※号
令和2年4月※日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

標記については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）の「4. 生活に困っている世帯や個人への支援」において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされた。政府としては、これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給することとしたものである。

今般、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に当たり、別紙のとおり「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」を定めたので通知する。

なお、本給付金については、実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実情に応じて実施いただくことになるが、今般の情勢を鑑みるに、準備が整った市町村からできるだけ速やかに開始いただきたい。本件の趣旨に鑑み、例えば次回6月児童手当の支給に合わせるなど、できるだけ速やかな開始に向けて各市町村において検討いただけるよう、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村に対する支援及び周知につき配慮願いたい。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領

第1 支給対象者

1 子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て特別給付金」という。）は、令和2年4月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者に対して支給する*。

※ 法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。

2 1に規定するほか、子育て特別給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であつて、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3 1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1又は2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この3の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項</p>

じ。)が把握した場合	第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者(以下「施設等受給資格者」という。)
③ 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にして、当該受給者等の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

第2 対象児童

第1に規定する者(以下「支給対象者」という。)に支給される子育て特別給付金の対象児童(子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ。)とする。

第3 支給額

子育て特別給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき10千円とする。

第4 実施主体及び支給方法等

1 実施主体

- (1) 一般支給対象者(支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。以下同じ。)に支給される子育て特別給付金は、基準日において当該者が児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行っていた市町村が支給する。
- (2) 公務員支給対象者(支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を

いう。以下同じ。)に支給される子育て特別給付金は、基準日において当該者が住所を有していた市町村が支給する。

2 支給の方法

- (1) 第4の1(1)の市町村は、一般支給対象者に対し、支給の申込みを行う。
 (2) 一般支給対象者は、当該者が以下の表の左欄に該当する場合に限り、第4の1(1)の市町村に対して右欄の届出を行う。

① 一般支給対象者が、第4の1(1)の市町村へ令和2年4月分(第1の2に掲げる支給対象者においては、同年3月分。以下同じ。)の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、子育て特別給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合	子育て特別給付金支給口座登録等の届出書(児童手当支給口座の変更があった場合は、子育て特別給付金支給口座登録等の届出があったものとみなす。)
② 一般支給対象者が、子育て特別給付金の支給を希望しない場合	子育て特別給付金受給拒否の届出書

- (3) 公務員支給対象者は、第4の1(2)の市町村に対し、支給申請を行う。
 (4) 市町村は、(1)に規定する者((2)②の届出をしない者に限る。)に対し、子育て特別給付金を支給する。
 また、(3)に規定する者から支給の申請を受けた市町村は、審査の上、支給を決定し、当該者に対して子育て特別給付金を支給する。
 (5) (4)の規定にかかわらず、以下の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村から、子育て特別給付金を支給する。

① 第1の3の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者を基準日後に住民基本台帳に記録している市町村
② 第1の3の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者が入所等している施設等受給資格者を基準日後において住民基本台帳に記録している市町村(施設等受給者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。)

③ 第1の3の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者から対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求を受けた市町村
-------------------------------------	---

(6) 子育て特別給付金は、一般支給対象者の令和2年4月分の児童手当と同じ口座（（2）①に掲げる届出があった場合は、当該届出書による口座）又は公務員支給対象者が指定した口座への振込みにより、支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付により、子育て特別給付金を支給する。

また、（2）②に掲げる届出があった場合は、当該届出を行った支給対象者に対して子育て特別給付金の支給は行わない。

(7) 第1の3の表の②及び③の左欄に掲げる場合における同表の②及び③の右欄に掲げる者について、基準日の翌日から子育て特別給付金の支給決定日前に児童手当支給口座の変更があった場合は、（5）の規定にかかわらず、当該変更後の口座への振込みにより、支給する。

(8) 子育て特別給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

3 支給開始日

市町村は、子育て特別給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとする。

また、公務員支給対象者に係る具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。